

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第139号

(令和7年2月)

京都市消費生活総合センター



えしからんぬえしかりん

～ 目次 ～

* 消費者の安全、安心の確保に一層努めます！（1面）

* 京都市消費者安全確保地域協議会を設置しました！（2、3面）

* 点検商法にご注意ください！（4面）

消費者の安全、安心の確保に一層努めます！



京都市長
松井孝治

デジタル化の進展は、便利さと共に新たな消費者トラブルも生み出しています。巧妙化する詐欺や個人情報流出、不確かな情報の流布など、市民生活の安全を脅かすリスクが増大しています。冷静な情報判断と慎重な行動が、被害防止の第一歩です。

そのようなデジタル社会においても、京都が誇る住民自治の伝統や支え合いの精神は大きな力となります。

何か不安に思ったときや困ったときに気軽に相談できる人と人の関係は、安心感につながり、トラブルを未然に防ぐことにも大きな役割を果たします。

京都市は、受け継がれた伝統と心意気を大切に、あらゆる垣根を低くして、人と人がつながることで高齢者や障害のある方など配慮の必要な消費者を温かく見守るなど、誰もが安全に、安心して暮らせる社会の実現を目指しています。



これからも、地域、事業者をはじめ様々な主体が参画する消費者行政で、誰もが幸せを感じ、互いに繋がり、支え合い、生きがいをもって活躍できるウェルビーイングなまちの実現に取り組んでまいります。

京都市消費者安全確保地域協議会を設置しました！

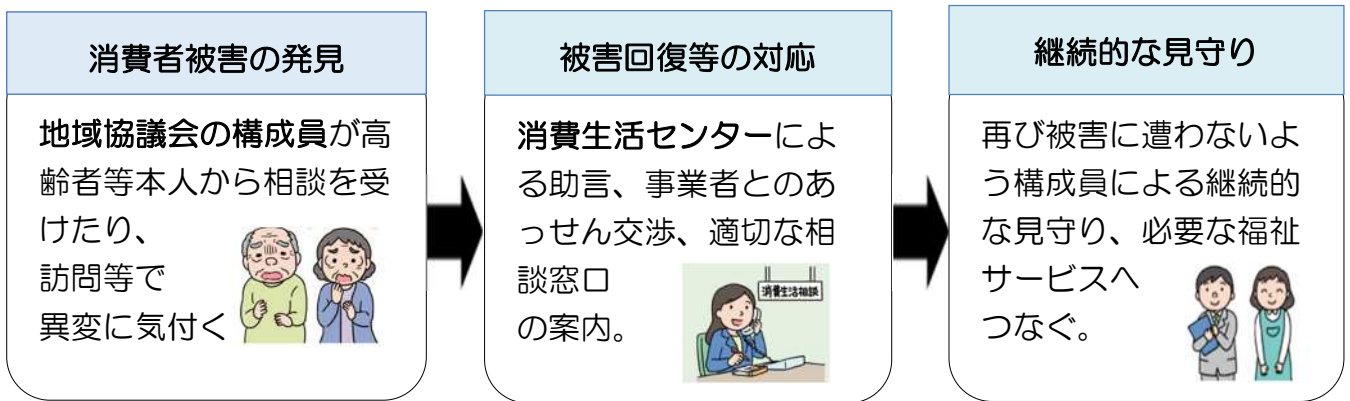
概要

消費者安全確保地域協議会とは？

近年、特殊詐欺、悪質商法の手口が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、高齢者や障害のある方などの消費生活上特に配慮を要する消費者が特殊詐欺、悪質商法などの消費者被害に巻き込まれないように、地域全体で見守っていく体制のことです。

支援の仕組み

高齢者等の消費者被害の特徴として、被害に遭っていることに気付いていない、SOSを発信することが難しいなどがあるため、周囲の方の見守りによる被害の発見・通報が大切です。



設置の効果

見守り活動の中で発見された消費者被害を消費生活センターにつなげる仕組みや実効性の確保など、組織的な「気付き」「声掛け」「つなぐ」仕組みの構築により、消費者被害の未然防止・早期発見・早期解決など、充実した「高齢者等の安全・安心のための見守りサービス」の提供が可能となる。

明確な見守り体制の構築

構成員による日頃の見守りから被害の発見・通報までの過程をルールとして整理することで明確な見守り体制を構築できる。

個人情報の提供（※）

地域協議会の構成員が見守り活動で得た個人情報を含む被害情報を地域協議会・消費者センター等に提供できる。また、見守りリストの作成も可能となる。

消費者被害情報の共有・交換

地域協議会において、構成員間で最新の地域の消費者被害のトレンドや見守りのノウハウ等の情報を共有・交換できる。

福祉サービスへのつなぎ

必要な福祉的サービスを受けていない高齢者や障害者を発見し、サービスにつなぐことができる。

（※）本人同意が得られない、本人との意思疎通が困難な場合に、個人情報保護法等の例外規定を活用して情報提供を行う。

京都市消費者安全確保地域協議会の概要

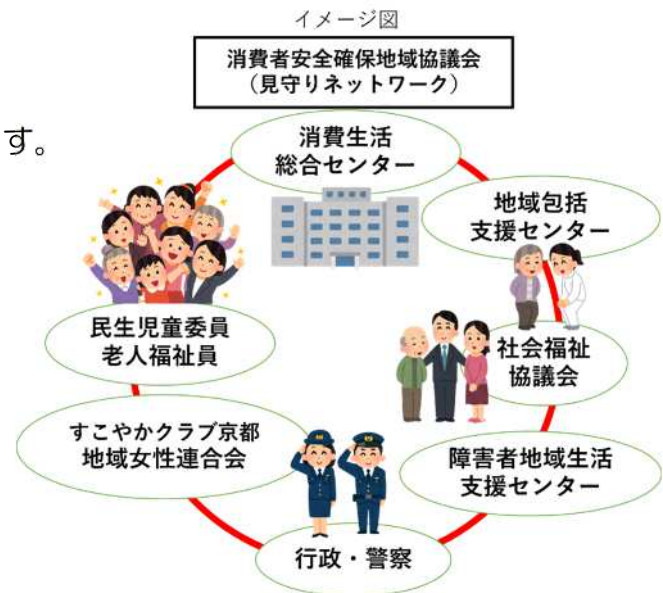
設置の目的

京都市内における消費生活上特に配慮を要する高齢者及び障害のある方等の見守りや、その他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とします。

構成員

協議会は、以下の関係機関をもって構成します。

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、老人福祉員、障害者地域生活支援センター、すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）、京都市地域女性連合会、京都府警察、京都市消費生活総合センター 他市関係部署



活動内容

- ① 消費者被害の救済、防止又は見守り活動等の取組についての協議、情報交換
- ② 消費者被害の救済、防止のための広報、啓発
- ③ 地域における見守り活動の推進に関する取組
- ④ その他、消費者安全の確保のために必要な活動

《活動イメージ》



定期的な会議の開催

- 取組についての協議、情報交換



広報・啓発活動

- ホームページ等による情報・発信
- 街頭啓発イベント



見守り活動の推進

- 見守りガイドブックの配布、支援者への研修等
- メーリングリスト等による情報共有

点検商法にご注意ください！

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的であることを告げずに点検を持ち掛け、不安をあおって契約を迫るといふ「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。

*訪問・点検のきっかけとなるトーク

「近くで工事をしている者です挨拶に来ました」
「お宅の瓦がずれているのが見えましたよ」
「屋根が浮いているみたいですね。無料で点検してあげます」



*不安をあおるトーク

「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」
「瓦が飛んで近所の人にも迷惑が掛かってしまいます」

屋根が飛んでご近所さんに
迷惑をかけるわけには



*負担が軽くなると思わせるトーク

「この場で契約するなら特別に安くしますよ」
「保険金を使って修理すればいいじゃないですか」
「保険申請の手続きもしてあげます」



せっかく安く
してくれるなら

アドバイス

典型的な勧誘トークを知っておくことで、悪質な業者が突然訪問しても焦らず、トラブルを未然に防ぐことができます。業者に同様の事を言われたときには十分に注意しましょう。

住宅の点検を装った強盗の下見に注意！



突然、業者を装って屋根や水道などの「無料点検」をしてみるといって、住宅に上がり込み、家の内部を物色したり、家族の状況を聞き出したりするケースがあります。

点検と偽って、実際には強盗の下見をしている可能性がありますので、安易に自宅に上げて点検をさせないようご注意ください。

少しでも不安に思ったら京都市消費生活総合センターに
ご相談ください！

相談専門の電話番号は「075-366-1319」



京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)

075-366-1316 (多重債務相談専用)

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> X(旧Twitter)アカウント @kyoto_soudan

相談受付時間

月～金(祝・休日を除く。)

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



*土日祝休日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、

消費者ホットライン 188(局番なし) 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



SDGs未来都市
京都

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
令和7年2月発行 京都市印刷物 第064936号